

令和3年度 第1回印西市都市計画審議会

議案第1号

印西都市計画生産緑地地区の変更について（市決定）
の参考資料

印西市都市建設部都市整備課

令和4年1月27日

生産緑地地区とは

生産緑地地区とは

- ▶ 市街化区域内において緑地機能及び多目的保留地機能の優れた農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資することを目的として定めるもの

生産緑地地区の管理義務と行為制限

- ▶ 生産緑地地区を所有又は耕作している人はその農地を適正に管理することが義務付けられています
生産緑地法第7条（生産緑地の管理）
- ▶ 生産緑地地区は行為の制限により建物の建築や宅地造成などが禁止されています
生産緑地法第8条（行為の制限）・第9条（原状回復命令等）
※行為とは
 - 建築物その他の工作物の新築又は増築
 - 宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更など

生産緑地地区とは (買取り申出から都市計画変更まで)

買取り申出ができる事由

- ① 指定されてから**30年**が経過
- ② 主たる従事者が**死亡**する
- ③ 主たる従事者が**重大な故障**により農業等に従事することが不可能になる

生産緑地法

都市計画法

市へ買取り申出

3箇月後

行為制限の解除

都市計画変更

- ① 地方公共団体等へ買取り希望の照会
- ② 農業従事者へ取得のあっせん

生産緑地法第7条から第9条による制限が解除される
→担保されていた生産緑地としての機能が失われる

生産緑地法
第10条

生産緑地法
第14条

都市計画法
第21条

生産緑地地区の変更スケジュール (行為の制限解除まで)

生産緑地の買取り申出



地方公共団体等への買取り照会
(印西市、千葉県、UR等7団体)



農業従事者への取得のあっせん
(印西市農業委員会、西印旛農協)



行為の制限の解除

5月20日

5月21日
(買取り希望なし)

6月18日
(取得希望者なし)

8月20日

3箇月

生産緑地地区の変更スケジュール (都市計画変更手続き)

千葉県との事前協議 (約1ヶ月)

8月31日実施



案の縦覧 (14日間)

11月15日~11月29日
(意見なし)



印西市都市計画審議会

1月27日 (本日)



千葉県との法定協議 (約1ヶ月)

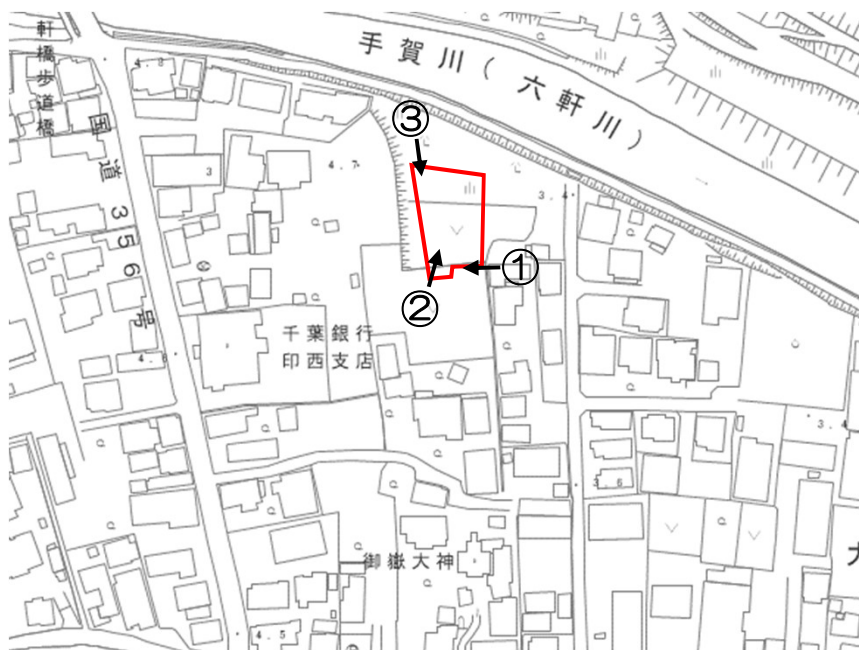
2月上旬~2月中旬



生産緑地地区の変更の告示

3月上旬~3月中旬

現況写真 大森第2生産緑地地区



①



②



③

